

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

県民健康・こどもの未来づくり
に 関 す る 要 請

令和5年7月5日

福島県議会議長 渡辺 義信

本委員会は、「県民の健康づくり」及び「こどもの未来づくり」に係る施策の強化に取り組むことを目的に、「県民の健康づくり」、「こどもの未来づくり」に係る施策の強化、これらに関連する事項について調査するため、令和3年12月21日に設置され、県内調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

令和5年6月2日に厚生労働省が公表した人口動態統計月報年計（概数）によると、令和4年の出生数は77万747人で、統計を開始した明治32年以降で最少、合計特殊出生率は1.26で、データのある昭和22年以降では平成17年と並び過去最低の水準、出生数が死亡者数を下回る「自然減」は16年連続、減少幅は過去最大となった。人口がさらに減少すれば、労働力不足により、経済規模が縮小し、国の活力が失われるとともに、社会保障費や自治体の財政などにも大きく影響してくる。

東日本大震災後、急激な人口減を経験した本県は、健康長寿県に向けた取組をさらに充実させることはもとより、国に先んじて独自の少子化・子育て対策を充実させることが急務であり、こどもを生き育てやすい社会、すべてのこどもが健やかに成長し、本県での学びや経験を誇りに、若者が安心して学べる環境の下、自分の能力をいかに発揮し、将来の夢がかなえられるような社会の構築を目指していく必要がある。

本委員会は、「県民の健康づくり」について、「全国に誇れる健康長寿県づくり」及び「安心の医療、介護・福祉提供体制の整備」の視点から、「こども未来づくり」について、「少子化対策・子育て支援」及び「福島ならではの教育の充実」の視点から調査を行い、調査報告書を取りまとめたところである。

人口減少の急激な進行と健康指標の低迷は深刻であり、今後とも、県当局においては本県を取り巻く情勢の適切な把握、分析に努め、目指すべき成果を庁内で広く共有しながら、次の提言の実現のために一丸となって取り組むよう要請する。

1 全国に誇れる健康長寿県づくりについて

(1) 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

ア 減塩や禁煙、こどものフッ化物洗口などの取組に実効性及び即効性があることを具体的に数値を用いて訴えることにより、県民の健康意識の改革を促進すること。

イ 各地域での健康づくりに向けた保健活動の拠点となる保健所について、十分な人員体制を確保するとともに、関係機関との連携を強化し、地域住民の健康管理を充実させること。

ウ がんの早期発見や早期治療に向けて、より多くの県民が自発的かつ容易にがん検診を受診できるよう、受診対象者の明確化や受診手続の簡素化、事業者との連携等、確実に検診を受けるための仕組みづくりとともに啓発活動を推進すること。

啓発活動については、特に若者の理解や受診率の向上に資する取組について、リーフレットの発行や出前講座等、様々な切り口から展開を図ること。

エ 県民健康調査事業については、専門家の意見などを十分に考慮しながら、これまでの調査で得られた結果を活用し、県民それぞれの思いに寄り添って適切な情報発信や相談対応を行うこと。

また、甲状腺検査については、これまでの結果の分析を進めながら、希望者が検査を受けやすい体制の構築に努めること。

(2) 県民参加による健康づくりの推進

ア 福島県版健康データベースの分析により得られた地域別や性別の健康状態の傾向と対策について、情報発信を強化すること。

また、ふくしま健民アプリの利用実態を分析し、健康づくり等のミッションに付与される特典を強化するなど、さらなる普及に努めること。

イ 感染対策との両立を図りながら、市町村と一体となって高齢者の健康づくりにつながる地域コミュニティ活動の推進に取り組むこと。

また、高齢者が生き生きと活気にあふれた生活を送ることができるよう、県独自の取組をシンカさせるとともに、就労や学習、興味、スポーツなどの多様な生きがいづくりに取り組む市町村等への支援を充実させること。

2 安心の医療、介護・福祉提供体制の整備について

(1) 安心の医療提供体制の整備

- ア 地域医療構想の見直しに当たっては、重症化リスクの高い新興感染症の感染拡大なども想定して急性期病床を確保するなど、将来の医療需要にしっかりと対応できるよう検討を進めること。
- イ 救命率の向上に向けて、福島県救急電話相談（#7119）の周知による救急車の適正利用の推進や12誘導心電図伝送システムによる治療までの所要時間の短縮などの取組を深化させるとともに、ICT化等により関係機関と連携するなど各地域の実情に応じた総合的な施策の展開を図ること。

(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる介護・福祉提供体制の整備

- ア 各地域での地域包括ケアシステムの構築に向け、地域のニーズに応じ、市町村への専門家派遣などの支援に積極的に取り組むこと。
- イ 高齢化の進行による介護人材の不足は、過疎・中山間地域を中心に深刻な課題となっていることから、地元での介護人材の育成・確保や定年退職者の再就職など県内で就労する介護人材の確保に向けた施策をさらに推進すること。
- ウ 難聴は認知症の発症や進行にも影響を及ぼすおそれがあることから、老人性難聴など障がい者手帳に該当しない程度の難聴に対する補聴器購入の助成について、他都道府県自治体における取組も注視しながら検討すること。
- エ 障がい者が介護・福祉サービスを利用するに当たっては、それぞれの障がいの状態に応じた支援や配慮が必要となることから、従事者の育成を図るとともに、関連事業者と連携して障がい者が安心して生活できる地域社会づくりを推進すること。

(3) 新型コロナウイルス等感染症対策

- ア 感染症法上の位置付けが5類となった新型コロナウイルス感染症については、県民がより幅広い医療機関で受診できる医療体制が確保されるよう、医療機関が行う設備整備への支援等を推進するとともに、国に対し必要な支援を講じるよう求めること。

また、5類への変更による医療体制の移行に当たっては、県民や医師会をはじめとする関係団体へ丁寧に説明を重ね、円滑に進めること。

イ 感染拡大傾向時の検査については、手続きの簡素化など利用者の利便性の向上に向けて必要な検討を行うとともに、医療機関か薬局かを問わず、検査結果が早期に通知されるよう、必要な対策を講じること。

また、陽性者及び死者数の把握について各機関で齟齬が生じないように整理すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む県民の生活上の困難を早期に軽減し、解消するため、罹患後症状を調査・分析し、かかりつけ医をはじめ医療従事者への研修や患者へのきめ細かな相談支援等の施策を推進すること。

3 少子化対策・子育て支援について

(1) 出会い・結婚、妊娠・出産の希望をかなえる環境づくり

ア 結婚を望む人が結婚し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、新婚世帯に対する支援については所得にかかわらず支援を行うよう、県独自の取組を含めて検討すること。

また、市町村による独自の取組を把握し、担当窓口を記載した市町村ごとの支援内容を情報発信するなど、県全域での出会い・結婚の希望がかなう社会づくりの推進を図ること。

イ 妊娠・出産の希望をかなえる環境づくりに向けて、周産期医療に従事する医療従事者の確保と育成に向けた取組を強化するとともに、実践力の向上に向けた取組を充実させること。

また、加齢に伴う妊娠・出産のリスク等について、子どもの発育への影響や難産になるおそれが高いことなど、若者への正しい知識の啓発を推進すること。

ウ コロナ禍において顕在化した不安定雇用など女性を取り巻く課題が深刻化していることから、女性の相談体制の充実や支援体制の強化を推進すること。

(2) 安心して子育てできる環境づくり

ア 子育てに関する啓発をさらに推進するため、県やその他機関の様々な子育て支援

策や男性の積極的な育児に関する情報をアプリを活用して発信するなど、必要とする人に届く情報発信の在り方を検討すること。

また、発信する情報の取りまとめに当たっては、関係部局、市町村等と緊密に連携し、妊娠期から出産、幼児期を経て高校生に至るまでのライフステージに合わせた子育て世代が必要とする情報をわかりやすくきめ細かに発信すること。

イ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置する市町村への支援を強化し、妊産婦等への伴走型相談支援の充実を図ること。

ウ 乳幼児医療費助成事業において生じている市町村負担については、市町村独自の事業の経緯などを適切に把握し、県と市町村の負担のあり方について検討すること。

エ 保育施設における保育士の加配の実態を把握し、良質な保育サービスを提供するために必要な人員配置に対して、適切な補助が講じられるように取り組むこと。

また、子育て支援制度の在り方を、こどもの心身の成長を重視した保育ができるよう適宜検討すること。

オ 開設から1年を経過した医療的ケア児支援センターについては、これまでに寄せられた相談内容や個別の課題を分析し、支援の強化を図ること。

カ ヤングケアラーに係る課題を分析し、必要な支援を制度化するとともに、きめ細かに支援するためのネットワーク構築や啓発に取り組むこと。

キ 里親家庭で生活するこどもたちの健やかな成長や社会的な自立に向けて、補助制度や自立後の相談体制の整備に取り組むこと。

4 福島ならではの教育の充実について

(1) 学びの変革と多様性を重視した教育の推進

ア 被災児童生徒等を対象とする就学支援については、国に財政支援の充実を求めること。

イ 教育に要する保護者負担（給食費や入学金等）の軽減に向けて、国に財政支援の充実を求めるとともに、県独自の取組も検討すること。

ウ 高等学校における一人一台端末の導入については、全国における公費負担の動向などを踏まえて、保護者負担のさらなる軽減を検討すること。

エ 生活困窮等の困難を抱える世帯のこどもたちの学びの場を保障し、学力や人間力を育むことができるよう、NPO等と連携した学習支援等の多様な学びの場を支える取組を一層推進すること。

オ スクールカウンセラーについては、不登校児童生徒の増加や東日本大震災及び原発事故、さらにはコロナ禍がこどもに与えている影響などを十分に考慮し、常勤職員の配置や増員を含む適切な措置に努め、こどもが自己肯定感を持つことができるよう支援すること。

また、不登校児童生徒の居場所の確保のために設置されたスペシャルサポートルームについては、各学校の先進的な取組を共有し、拡充に向けて推進するとともに、フリースクールや通信制学校等の多様な受け皿を充実させること。

カ 人と関わり合いながら助け合いや協調を身につける学びを通じて多様性を尊重する教育を推進することにより、こどもたちが他者との違いを理解し、自己肯定感を持てるようにすることで、心の荒廃やいじめ等の問題の改善を図ること。

(2) 福島に誇りを持つことができる教育の推進

ア 福島イノベーション・コースト構想の推進に必要とされる産業人材の育成については、福島国際研究教育機構との連携を十分に図り、先端的研究や福島ならではの課題解決を担う人材育成の推進に取り組むこと。

イ 伝承活動や体験学習を通じて、小中学生が故郷の自然や文化、歴史に誇りを持つことができる取組を推進すること。

ウ 小・中学生の基礎的学力の向上に向けて、教員の指導力や授業の質の向上を図るため、リーディングスキル向上につながる授業の改善等の研修の充実に取り組むこと。

エ 学校給食における地場産物の使用割合と目標値を示し、さらなる地場産物の活用や生産者とこどもの触れ合いを通じた食農教育の推進に取り組むこと。